

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は4人を予定しております。

それでは、届け出順に発言を許します。13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 市民の声を活かす、市民の市政をモットーに頑張っております。13番議員の小宮教義でございます。一般質問の今回はトップということでございますので、私の持ち時間はわずかの50分でございます。よろしく願いをいたします。

今、世界で一番の脅威は、やはり日本人のジャーナリスト、後藤さんと湯川さん、この2人を公然と殺害をしたあの卑劣なるテロ集団、イスラム国であります。このような国は、一刻も早くこの地球上からいかなる手段を選ぼうとも、早く抹消しなければなりません。これは国連の力に期待をしたいと思っております。

今、国会は開会中でございます。この通常国会に、国境離島新法が提案をされる予定でございます。この新法制定においては、谷川代議士さんが最前線でトップに立って頑張っておられます。谷川代議士におんぶで抱っこで、まことに申しわけございませんが、お力添えをいただきたいと思っております。

それと、今、国会中でございますが、閣僚の辞任が問題になっております。農水大臣の西川大臣、企業の補助を受けた企業から献金をしたということで、辞職をされました。そしてさらに、環境大臣、法務大臣なども同様な企業の献金で今追及を受けておるところでございます。何と申しましょうか、国会も暇なようございまして、重箱の端をつつくような、このようなことはやめて、本来の政策論争で激しい論戦をしていただきたいと思っております。

そして、この西川大臣、やめられたんですけども、名言を一つ残しておられます。このような名言ですが、「話をしてもわからない人はわからない」と。話をしてもわからない人はわからないということです。何かこの対馬に相通ずるものがあるんじゃないかと思っておりますけれども、こういう名言が残っておりますけれども、私どもの市長もなかなかの名言を残しております。

最初に初当選をされたときには、100年後の対馬というすばらしい言葉を発しておられます。そして、2回目の当選のときには、その年の24年の12月のときには、私の一般質問に対して、次のようなすばらしい名言を残しておりますので、ちょっと。これは、病院跡地についての言葉でございます。なかなかですよ、こいつは。

「自分が約束をしたことであります。ケアミックスというものを今の対馬いづはら病院の跡地に設定をしていく、これが私の大事な最も一番大きな、今回、厳原地区の方にとって最も大きな約束だったと思っております。その約束をできないときは辞めます。それはこの場で明言します」と。次がいいんですけど、「そういうことで、ぐだぐだとやっていく予定は全くありません」と、このような名言を言っておられるわけでございますが、先ほど申しましたように、西川

大臣はその職を辞したわけですが、いかがでありましょうか。

では、さきに通告しておりました2点について、市政一般質問をさせていただきます。

いづはら病院跡地の問題、これについては、この施政方針の説明の中にございます。結論から申しますと、今後は、地域包括ケアシステムを構築をして、その中でいづはら病院跡地の問題を考えるというふうな説明でございましたが、確認として、この地域包括ケアシステムで今後とも検討を重ねるのか、行くのか、行かないのか、その2つで御返答をお願いをしたいと思います。

2点目のこの地域創生基本法に関わるものでございますが、よろしいですか、いいですね。これも、この市長の開会挨拶、行政報告の中にございます。この中には、地方創生について、再生エネルギーの取り組みが説明をされております。よって、この問題については1点だけ確認をしたいと思います。

今、この地方創生においては、国から人材の支援ということがうたっておられますが、対馬市としては、国へどのような人材の支援を求めておられるのかという点でございます。

以上2点、市長の答弁を求めます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。小宮教義議員の質問に答えたいと思います。

1点目のいづはら病院跡地の活用についての問題が、1点目で上げられておりました。このことについて説明をさせていただきたいと思います。

この対馬いづはら病院跡利用につきましては、一般社団法人巨樹の会に病院運営の同意をいただき、病院を開設するため、県病院企業団と厚労省の通達による特例により、開設許可をいただくため。

○議員（13番 小宮 教義君） 市長、地域包括ケアシステムに行くのか、行かないのかだけでよろしいですよ。もうここに答申は出てますから。

○市長（財部 能成君） そうですか。

地域包括ケアシステムという方向性の中で、対馬を俯瞰した、対馬全体を俯瞰したところでの医療と介護の、それから地域との連携のあり方というものを検討して、その協議の中で、地域医療を確保するために、対馬いづはら病院跡利用の医療施設はどのようなものが適切であるかということを検討していく方針であります。

そういう中、この地域包括ケアシステムの策定につきましては、議員をはじめ、統合病院を運営される病院企業団、医療関係者、市民の代表者をメンバーとする検討委員会を設置をし、策定をするつもりです。市民の皆様や議会、そして医療関係者と協議をしながら、新たな展開を模索していきたいというふうに思っております。

そういう中、この跡利用施設運営につきましては、対馬の基準病床の問題、それから、対馬の

医療の現状等を御理解をいただいている予防医療や地域医療に熱心な新たな法人と、今現在交渉を進めているところであります。

○議員（13番 小宮 教義君） はい、わかりました。いいですよ、それで。地方創生について。

○市長（財部 能成君） 人材の支援というポイントを絞り込んでおられましたが、これについては、国のほうに人材支援をうちとしては上げております。国のほうが、地方自治体の担当ということで、政府コンシェルジュ制度というものを設けております。その中で、対馬を希望している政府の職員さんが長崎県担当として三十何名でしたか、たしか候補で上がっております。また、そのうち数名の人はもう対馬を希望されているとか、以前の経験があるとかいうふうなことで上がっております。

それ以外に、私どもとしましては、エネルギーのこの問題について、大学、またコンサル等々いろんな知見を持った方が、私どものこの自立を目指す島という視点から、エネルギーの分野に関してお力添えをいただきたいということで、こちらとしては、現時点においては手を挙げている状況であります。

国のほうは、情報支援と人材支援と財政支援という3本立ての支援を組み立てていきたいということで、その人材支援については、そのような組み立てで、今作業中というふうに御理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 先ほど、私が市長の進退についてお話ししましたが、この問題については、この議会で責任をとって辞めるんだと言いながらも、3日後には、いや、辞めませんよということを市民の皆様はお聞きになつとるわけです。もうこれには慣れておりますね。問題は、このいつはら病院の跡にどのような医療体系をあそこに残すかということが一番大事な問題でございます。

それと、この議会が始まって思うんですけども、本来ならこのいつはら病院跡地、当初の目的の60床病院はできないわけですから、公の場で市民に対して、両手をついて頭を下げると、陳謝をするということがまず物事の起こりじゃないんですか。公式の場はこの議会ですから、どうですか、両手をついて深く市民に陳謝をしていただきたい。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私、この医療の問題につきまして、市民の対馬における医療を提供をしていくために、皆さんとともに一定規模の医療施設と介護施設を対馬いつはら病院跡利用施設ということで、組み立ててまいったところでございます。

これにつきましては、私が陳謝につきましては今の中で申し述べようと思っておりますけど、

地域包括ケアシステムだけのお話でとめてくれと今おっしゃられたものですから、あえて私は申し上げませんでした。

○議員（13番 小宮 教義君） じゃあ再度。陳謝をお願いします。

○市長（財部 能成君） 今まで、この問題に関しまして市民の皆様にご期待をいただいていたわけですが、市民の皆様とそれから病院の運営に同意をいただきました巨樹の会の方々に、大変な御迷惑をかけたことを深くおわびを申し上げます。

ただし、先ほど申し上げましたように、現時点における基準病床との兼ね合いの問題、今、与えられたこの医療環境の中で、どのように対馬いづはら病院跡施設を活用していくかということ、改めて組み立て直しをするために、地域包括ケアシステムというものを組み立て——組み立ててなかったわけですから、今まで、国も最近言い始めたこととございますけれども、これらに早急に取り組みをし、医療と介護と地域というもののあり方をしっかりと見詰め直していきましよう。それを早急に取り組んでいきたいという思いで、補正の7号に上げさせていただいたところであります。

また、先ほども申し上げましたけれども、この跡利用施設につきましては、対馬の医療環境というものをよく御存じの法人と改めて交渉を今、進めておるといふなことを御理解いただければと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 私は先ほど申しましたように、両手をつけて深く陳謝をしてくださいと申し上げたはずですが、両手をつけて深く陳謝をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私の与えられた仕事というのが、先ほど申しましたように、対馬市民の皆さんの医療環境を守っていくということに、自分はこの与えられた任期の中でしっかりと取り組んでいくということで、日々そこに邁進しているつもりでございます。今回のこの一定の判断が出たわけですが、この問題については、皆様方の期待に応えることができなかったということで、先ほども申し上げましたようにお詫びを申し上げますという意味でございます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） では、内容に入りたいと思いますが、前後なるかもしれませんが、この地方創生の関係について、先に行きたいと思っております。

先ほどの説明ですと、再生エネルギー関係の人材を国のほうには求めておるといふなことです。そして、このエネルギーについては、行政報告の中でこのように言っておられるんですが、市では、雇用の創出と安定的なエネルギーの供給が可能なバイオマスでやるということです。

で、お尋ねしたいんですけど、この安定的なエネルギーの供給、これ、果たしてできるのかと思うんですが。今対馬では太陽光パネル発電もできません。なぜできないか。電気が余ってしょうがないんです。

そして今、市が計画しているバイオマスの2,000キロワットパワー、すると、今の電気よりもさらに倍になるんですよ。そのような中で、ここで言う安定的な供給はできるとは思えません。これができないということは、雇用の安定した確保ができないということです。その辺はどのような理解をされておられますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 2,000キロというのが、どこのことかちょっとわかりませんが、安定的なエネルギーの供給ということは、2月19日の報告会にもお越しでしたから、おわかりだと思いますが、電気エネルギーの供給ということと、実は水素ということ、電気エネルギーからつくり出す水素をどのようにつくり込んでいくかということ、そして、九州電力の内燃機のほうにその圧縮水素等をどのように供給していくかということも含めて、エネルギーの安定的な供給というふうに私どもは理解をしております。つくり出した電気エネルギーがそのまま直流が発電所に流れ込んでいくというだけではなくて、二次的なエネルギーというふうなことも含めての考え方をこちらは持つておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 経営というのは、やっぱり安定的なものでなければいけないんですよ。その確保の第一としては、やはり言われる水素をつくるためにはすごい電気が要ります。それはわかりますよ。しかし問題は、基本的なベースとして、安定的な経営をするための条件としては、まず電気を売ることから始まるんですよ。それで、先ほど言われた2月19日ですか、再生エネルギーの報告会がございました。私も行かせていただきました。その中での話ですよ。2,000キロワットパワーの契約を立てるんだと、しかし、100に対して110の支出に当たるんだと、1割の赤字になるんだという話をされておられるんですよ、報告会の中で。私も、それなりにどれだけの赤字が出るかなと思って計算をしてみました。そうすると、このくらい出るんです。

まず、山から切ってきた未使用材でございますから、電気を買うのは32円です。そして、つくるほうなんですけど、2,000キロワットパワーにすると、かかる費用が38円から40円はかかるんです、木材を7,000円ぐらい見ても。そうすると、そこに自然な生ずるマイナスは、キロワット当たり8円があるんです。そうすると、2,000キロワットパワーをした場合には、年間に1億4,160万円この赤字が出るんです。赤字が出るんですよ。というのは、2月19日もそう言っていましたから、赤字が出ると、言われるように1割は出ます。

それと今、九州電力が今後抑制する問題、幾ら電気をつくっても買わないんですよ。その買わない比率を3割と見ても、4,200万、金額にして1,820万円、これだけの年間の赤字が出るんです。事業としてはやっていけないんです。そう思いませんか。こう手で計算してもそういう計算が出るんですから。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、小宮議員のほうで32円ということでお話がありました。この木質バイオマス発電のお話だとわかりましたが、その木質バイオマス発電につきましては、私ども昨年から国のほうにお願いに行っていたことがあります。それは、32円の根拠が5,000キロの木質バイオマス発電でイニシャルコストを計算され、それから売電価格を設定をされている、それではこれからの地方に木質バイオマスというのは広がっていかないのではないかと。だから、小規模な木質バイオマス発電の単価というものは、どうしてもイニシャルコストが5,000キロも2,000キロも変わらずにかかるんだから、その単価は変えて見直していくべきだというふうなことを言ってきております。

そういう中、2月でしたか、経産省のほうで2,000キロワット未満の木質バイオマス発電所に関しましては、40円で買い取りをしていくというふうな発表があったところであります。今おっしゃられるように、32円ではどうしても赤に転じていく部分があります。40円ということで組み立て直しをしていけば、今の8円とかいう話も符合するなというふうに私は今聞いておりました。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 対馬市民は、やはり安い電気を買いたいんです。今は、九州電力さんからいただいておりますけれども、いろいろな契約で数値が違いますけど、平均にして28円かそこらだと思います、1キロワットパワー当たり。今回、発送電分離というのがこの法案で通りましたけども、後5年後の施行でございますが、その中において、市長も言っておられましたけども、九州電力は20億の年間赤字を抱えておるんだと、この対馬でというお話もされました。それだけの赤字を抱えた中で、今後、発送電分離がどうなっていくのかということなんですけど、これについては、対馬のような単独でしかできないところ、本土とつながってないところは、どういうふうな法の整備がなされているかということです。

これは、この前改正されました電気事業法、この中ではっきりとうたってあります。どういう形でやっていくのかという国の方針がうたってあるんです。この、熟読されておりましたが、改正法で2条の8号のロというところに、その供給区域内に離島がある場合において、当該離島における一般の事業に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給という位置づけで、以下、離島供給ということで上げておられます。

では、どういう内容かということですが、このようになっています。主要系統に接続しておらず、要するに本土とは離れてるんだと、構造的に、供給コストが高くならざるを得ない離島の需要家に対して、離島以外の地域と遜色のない料金水準で電気の供給を行う義務を記してあるんです。括弧して、今までのユニバーサル料の義務ということなんです。

そしてさらに、こういうふうな規定もしております。離島供給契約という契約、離島に供給する定款ですね。済みません。この中に、離島への供給により、不可避免的に、要するに、対馬しかできないような発生する赤字については、エリアごとに託送料金で、エリアというのは、九州一円だと思いますが、薄く広く回収を行うんだというふうに、既に基本的なものはできておるんです。発送電分離の基本的な考えとしては、まず料金を下げると、競争を促して下げるとというのが基本ですから、もしかしたら今の28円よりも下がる可能性があるわけですよ。だから、エネルギーはつくっても、確かにコストが38円から40円かかるけども、それよりも九州電力から今までどおりユニバーサル料金として、していただいたほうが市民は助かるんじゃないですか。こういうオーラが既にできておるんですよ。どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 平成32年の電気事業法によるその発送電分離のお話ですが、要は、発電と送電と、ある意味もう一つ分ければ配電と、3つに分かれていくと言われております。今の電力事業者が、これから生き残っていけるところはどこなのかという話がよく言われてます。それで、配電分野しかないんじゃないかとか、送電分野は地方公共団体に持っていくんじゃないかとかいう話もあります。発電分野については、いろんな人が参入をしていくという話になっております。

九州電力が、未来永劫発電分野というのを抱えてやっていけるのかというふうなことも、私は危惧をしております。分社化等される中で、実際ユニバーサルサービスというのの法律ではうたいこんであったとしても、離島というものが重荷であるということは、明確に私どもにおっしゃられるわけですし、それに対して、政府が補償をしていくというふうなことも、きちんと担保されているわけではないと私は思っております。

そういう中、このつくり出すエネルギーというのが、自分たちのこの域内での雇用とか、さまざまな産業に波及していく効果ということも考えながら、エネルギーというものをつくり込んでいかないといけない。ただし、木質バイオマスにつきましては、買い取りの話がございましたけども、ほかの再生可能エネルギーと違って、安定的なものであります。その揺れる電力ではなくて、安定した電力である木質バイオマスというのは、現時点の九州電力の買い取りは系統の保留ではなく、別立てできちんとできるんじゃないかということをおもは九州電力には申し込んでおるところです。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） バイオマスですから、山に木がたくさんあるんだから、それを切ればずっとなるんですけども、問題は、経営として成り立たなければ継続性がないんです。それでさっき言われたように、離島はいろんなハンデを抱えておるけれども、国としては、はっきりとこのような対策は立てとるんです。法の下でみんな平等なんだから。そういうふうなことで、ユニバーサル料金で行くということになっとるんだから、これで行ったほうが市民のためなんです。

そして、先ほどエネルギー分野の人材をお願いしておるということでございますけども、今、この対馬はこの再生エネルギーなんていうよりも、日韓の関係がございまして。日韓の計画、日韓の開発に詳しい方、そして、この対馬の防人の島、防衛関係に非常に詳しい方、そういう方の人材を求めたほうがこれからの対馬の発展につながると思います。要望しときます。もうそのほうがいいです。再生エネルギーはとても関係ない話です。

それと、本来のこれに行きたいと思うんですが、病院跡地の話です。これについては、県の発表が1月7日にございましたが、市長がケーブルテレビで記者会見したのは、その1カ月後です。

7日に発表いただいたものが、なぜこの1カ月後の市民の発表になったのか。どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに、1月30日に全員協議会の場でこのことをお話をさせていただき、翌週の6日に市民に記者発表という形でさせていただいたところでありまして。その期間を要したということにつきましては、市民の皆様には本当、申し訳ないと思っております。

ただし、この間、唐突に出てきました1月7日付の発出文書を受けて、巨樹の会のほうとも協議もしていかないといけないことも正直言っております。次なる方向性ということも、考えることもその時ありました。そういうことで、時間を要しましたことを申し訳なく思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） やはり市長は、対馬の医療のためにたくさんの活躍をされておるんですけども、今までの話をまとめてみますと、今まで国、県にずっとお願いしたけども、対馬の事情をわかってもらえないんだということを常日ごろ言われますが、今回この県の決定についても、対馬の意向をわかってもらえない、国が悪いんだ、県が悪いんだ、法律が悪いんだとそのようなお考えでよろしいんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 少なくとも、国の示してある回復期に関する10万人当たり50床という方向性というのが、私どものこの対馬の市民の回復期対象者とは全くもって不整合だということとは、きちんと国に対して申していかないといけない案件だと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） もう何度も言うんですけど、法律は対馬市のためにつくってあるんじゃないんです。日本全国の地方自治体のためにつくってあるんです。もっと、法律そのものもそうですが、もっと物事を俯瞰して、遠くから眺めてするというのが私は大事だと思いますけど。

それで、今のは県の決定事項についてですけども、次は、なぜこういうふうにしてできなかったかということですけども、病院がですね。このもともとの病院は、一番最初は企業団が案をつくってきました。そして、それでもだめなんだと、市のほうにお願いをして市民も、市も交えてつくっておるんです。この分については、脇本委員長のほうからも説明がありましたけども、報告として、一番最初に、この新病院の推進管理会議がつくっておるんです。つくったけども、自分たちじゃちょっと市民の声が入らないと、こういうふうにしてあります。これは、最終的なこの新病院建設基本計画の最終的なものです。このように書いてあります。

この計画の主役とも言うべき市民の声が反映されていませんでした。これをつくった人たちが、そこで、対馬市に市民代表の委員として対馬市新病院基本計画検討の設置を要請し、新病院基本計画について審議をいただきましたと。審議をしていただいたんですよ、あえて。

このような結果を得て、市民の声を反映させた対馬市新病院建設計画が完成をしましたと。だから、市長がいつも言われるように、全てが病院企業団が行っているような、今までの発言をされておられますが、これは市民の総意じゃなかったんですか。どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私、今回、交渉をいろいろやってくる中で、この医療という分野の難しさといいますか、閉鎖性といいますか、そういうのを感じております。

そういう中で、実際、市民の方々が入って物事をつくり込んだ部分は当然ありますが、その専門性の高い部分に関して、本場で市民の考えというのがきちんと反映をされてるのかということも自分自身反省をしたところでもあります。と申しますのは、方向性を出した後、市民の皆様からそういう方向では市民の医療が守れないというふうな声が届くというふうなことが現実だったものですから、先ほどの発言になった次第です。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 再度、その企業団をひいきするわけじゃないんですけど、これは去年の話です。26年9月の議会で、入江議員の質問に対してこう答えてあります。

ただ一つ言えることは、病院企業団が、あの施設を全部、介護施設にすべきだという方向を出されているわけですよ。そして、病院企業団の基本的な考え方と、私ども対馬市の考え方が違いますからと。違っているのは対馬市の考えなんです。これを発言しておるんですから。どうな

んですか、その辺は。あ、もういいです。という発言がっておりますから。

それと、今後の問題ですが、今の跡地をどうするかということです。たしか言われるように、包括ケアシステムをこれからつくらなければいけないが、しかし、医療に空白をつくることはできませんよ。

ならば、今の病院跡地には診療所をつくるということ、診療所もいろいろあります。ベットがあるのとないのとは全く違う。ベットがなければ、法律上は届け出だけでいいんです、届け出れば開業できるんですから。と申すのは、この3月で吉田内科も閉まります。本当に地域に貢献した病院がなくなるわけです。そういった意味からしても、あそこにはまず診療所をつくるということ。有床というのはちょっと難しい。それをつくるためには、さっき言われたような地域包括ケアシステムの構築をしなければいけない。それができれば、19床のベットを有することができるんです。

それで、あそこにまずすることは、診療所を設けるということ。その形はベットを有さないということ、誰が経営するのか、パターンがあります。企業団に再度膝を交えてよく話す方法、そして、企業団と一般の病院が共同でやるということ、そして、民間の病院が独自にやるということ、そして、対馬市があそこに診療所を設けるということ、こういうパターンがあるわけです。そのパターンのどれかで、まずあそこに診療所を開設をするということが、今残された市長の仕事じゃないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 法律の30条の4の特例で、この問題を打破していこうとしてきたわけですが、それがままなりませんでした。

今、小宮議員がおっしゃられるような4つ、5つのパターンで物事を組み立てていくことにはなろうかというふうに思っております。その中に、地域包括ケアシステムでの医療の方向性というのが、落ちつくんだろうなというふうには私自身も想定をしておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） この地域包括ケアシステムの構築は、もう2年前から国が地域自治体にうたっておるんです。既に、去年からいっぱいしてます、ほかの市や町は。

なぜかという、今年度が地域包括ケアシステムの元年ということで、国はうたっておるんですから、ことしから、県もそれを加えて計画を立てるんです。だから、その前に案を出すというのが常識なんですけど、これは、必然的に地域包括ケアシステムを今おくれて対馬市がつくっておるだけなんです。

この地域包括ケアシステムは、基本的には今の、今といいますか、ベビーブームの人たちが10年後には75歳、後期高齢者を迎えるんです。それに向かって、国がどうかしなければいけ

ないと、在宅医療という方針を打ち出しておるわけです。

そういった意味で、今回、ケアシステムの構築にかかる費用も委託してありますけれども、それを検討する前に、まず継続して、今のいつはら病院跡地に診療所を残すと、計画とは切り離して。さっきも申しましたパターンがあります。どれかを用いてあそこに診療所を設けると。あと任期は1年ちょっとしかないんですよ。ケアシステムは1年以上かかるんだから、3年かかりますよ、こんなもんやりよったら。

それで、それとは切り離して、あそこに診療所をつくると。それは市長の公約ができなかった、できない一つの責任でもあるんですよ、診療所を残すということは。どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 対馬いつはら病院跡利用の問題については、以前から、私、この場で「物理的にどうしても空白というものは生じてしまいます」ということは、ここで繰り返し言わせていただきました。

しかし、それは今おっしゃられた4つ、5つのパターンで仮に行った場合、その空白期間というのを、いかにもとの計画よりも短く空白期間が圧縮できるだろうなというふうには思っております。極力、その空白期間を圧縮するように、計画をまた新たな法人とも協議を進めていきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） あれですよ、空白時間を圧縮をするということは、さっき申しました地域包括ケアシステムの構築とは完全に切り離すということの意味するわけですから。完全に切り離してするということは、あとは市長の考えでその空白をさらに縮めることができるじゃないですか。5月17日がオープンなんですよ。包括ケアシステムを待ったらどうしようもないでしょう。その前に、打つ手はあるんじゃないんですかということをおっしゃるんですよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど、地域包括ケアシステムの件で、3年かかるというお話がありましたけども、決してそんなに時間をかけようというふうには思っておりません。

さまざまな介護保険計画等のアンケート等も直近のデータ等も使いながら、その期間を短くして、その整合性をとっていきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 3年とはかからないとしても、1年とはかかるわけですよ。1年したら、もう任期が切れるんですよ。任期が切れたら何もできんじゃないですか。病院ができなかったんだから、その責任として、これとこれとこれをすると、診療所を残すんだというのが、市長が市民に公約したその一つの大きい責任にもなるんですよ。だから、地域包括ケアとは別にし

て、独自で、早く診療所を開設すると。今交渉しておるといふ病院でもいいじゃないですか。診療所は届け出だけでいい。それが巖原地区の市民のお考えです。できないものはできないんだから仕方ないじゃないですか。もう一度、意気込みを聞かせてください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私、記者発表をさせていただいた後に、透析を受けてある患者さんのお宅を訪問させていただいて、透析の実態等について再度お話を聞かせていただいたところであり

ます。
そういう中、巖原地区において、透析の数等の問題、それから、透析をした後の体調の問題、血圧の問題等々ずっと話を聞きました。どうかして、早い時期に今、診療所、無床なのか、有床なのかは別としまして、今交渉を進めております法人と方向性というのは出したいと思っておりますが、地域包括ケアシステムとの当然兼ね合いも、両輪並みにはしていかないといけない問題だと思っております。決して、その地域包括ケアありきじゃないと、それが有床診療でもできないという話でもないというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 時間が来ましたので、簡明にお願いします。13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） もう、5月17日には新しい病院がオープンするんです。空白をつくらないように、ケアシステムとは切り離して、やろうと思えばすぐできるんですから、診療所ですから。できん時は市があるじゃないですか、公でも考えられる。まず、やるかやらないかをはっきりと市民に示すべきだと思います。

冒頭申しましたように、西川農水大臣じゃございませんけども、「話をしても、わからない人はわからないんだ」ということがないようにお願いいたします。

以上。

○議長（堀江 政武君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は11時10分からとします。

午前10時52分休憩

午前11時08分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

報告します。瀧上清君より早退の申し出があつております。

2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 会派つしまの小島徳重でございます。

通告に従い、2項目6点お尋ねします。